

令和2年4月17日

保護者各位

認定こども園帯広東幼稚園
園長 新田 成子

新型コロナウイルス感染症対策に伴う限定的な保育の実施について

上記について、4月17日付でこども福祉室こども課よりの通達がありました。(以下通達文)

昨日、国が緊急事態宣言の対象地域を全国の都道府県に拡大したことに伴い、帯広市では4月20日から5月6日まで、小学校等を一齐臨時休業措置といたします。

しかしながら、子育て家庭においては一人で過ごすことができない児童がいること等を考慮し、当期間の保育所及び児童保育センターにおいては、感染予防に最大限配慮した上で、利用の自粛を原則とした限定的な保育を実施いたします。

1、限定的な保育の実施期間について

令和2年4月20日(月)～5月6日(水) ※今後の状況により変更になる場合があります。

2、今回の対応のポイント

全国的に感染拡大状況はひっ迫しており、前回よりも増した利用自粛の対応を求めていく

3、限定的な保育の実施にあたっての確認事項等

(1) 限定保育の利用条件

- 自宅での児童及び家族の検温実施
「毎日の健康観察カード(別紙2)」を記入し保育所等へ持参
- 登降所時の手洗いの徹底
- 延長保育は利用不可(利用時間が最小限となるよう最大限の協力依頼)
- 送迎時保護者のマスク着用の推奨
- 登所後、37.5度以上の発熱や風邪症状などがでた場合は早退

(2) 保護者へ施設からお願いする事項

- 原則、利用の自粛。やむを得ない場合に限り、受入れを行う
- 検温結果、健康状態の確認のうえ受入れを行うこと。
(検温結果が確認できない場合、風邪症状などがある場合は受入れを拒否する)

4、保育料・副食費について

限定的な保育期間中の保育料及び副食費については、利用日数に応じた減額を行います。

5、その他

施設において感染者が発生した場合は、翌日から14日間の完全閉所も検討しています。
また、これに伴い施設の消毒作業が発生することが想定されますが、実施方法などについては、保健所等の関係機関と協議する事項もあることから、改めてご連絡いたします。

帯広市の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための限定的な保育の実施

○基本的な考え方

昨日、国が緊急事態宣言の対象地域を全国の都道府県に拡大したことに伴い、帯広市では4月20日から5月6日まで、小学校等を一斉臨時休業措置といたします。

しかしながら、子育て家庭においては一人で過ごすことができない児童がいること等を考慮し、当期間の保育所及び児童保育センターにおいては、感染予防に最大限配慮した上で、利用の自粛を原則とした限定的な保育を実施いたします。

国は、この緊急事態を5月6日までの期間に終えるため、全国民に最低7割、極力8割の接触削減の実現を求めており、私たち市民一人ひとり、今までにも増して不要不急の外出を避けるなどの感染拡大防止に向けた行動変容に取り組むときです。

限定的な保育の利用にあたっては、大切なお子様やご家族をはじめ、お友だちや先生方みんなが感染しない、させないことを第一に考え、慎重な判断を切にお願いいたします。

○実施期間 令和2年4月20日（月）～5月6日（水）

※ただし、状況により変更となる場合があります。

○保育所及び児童保育センターの限定的な保育にあたっての留意事項

- 基本は、利用を自粛してください。
- いずれの保護者も仕事が休めない、兄弟や祖父母などが児童を保育できないなど、止むを得ず家庭で保育ができない日のみに限定してください。
- ご家庭では、必ず児童及び同居家族の検温を実施し、発熱や風邪等の症状がある場合は絶対に利用しないでください。
- 止むを得ず、利用する場合は、集団で過ごす時間を短くするため、可能な限り児童を早く迎えに来てください。原則、延長保育は実施しません。
- 休日保育は、複数施設から児童が集まり、普段と異なる接触が増えることから、基本は、利用を自粛してください。
- 児童保育センターを利用する児童は、必ずマスクを着用してください。
- 病後児保育と一時保育は、限定的な保育期間中は中止します。

以上の通り、帯広市の対応につきましても連絡がありましたので、本園も上記内容に準じて対応させていただくこととなります。大変な折、ご協力をお願いすることとなりますが、皆様と健康に過ごすことができますようお願い致します。